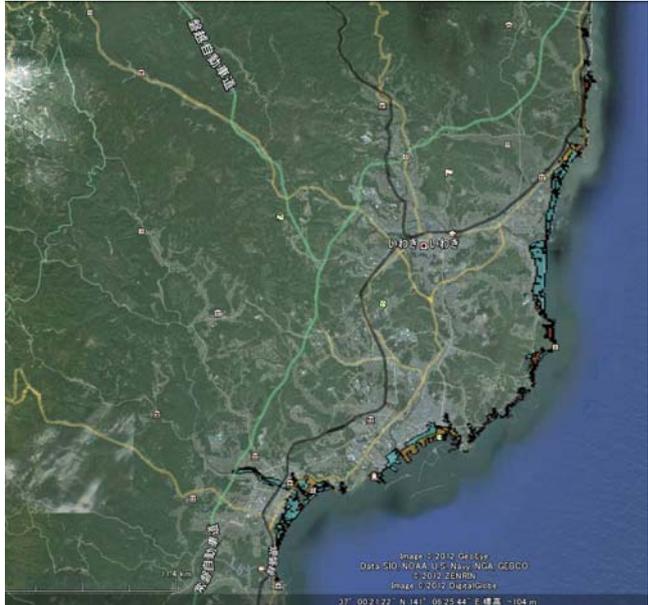


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その26)

いわき市 調査総括表(1/36)

調査番号	その(26)	県名	福島県	市町村名	いわき市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	342,249 人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳				65 歳以上		
人口	46,776 人	208,667 人				85,510 人		
比率	13.7%	61.2%				25.1%		
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者			310 人					
行方不明者			38 人					
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部都市計画区域外							
市街化区域	市街化区域、市街化調整区域							
用途地域	用途地域指定あり							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区等々の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区	123,134	182.4	0.15%	342.6	0.28%	1195.5	0.97%	1052
都市計画区域	37,617	35.5	0.09%	35.8	0.10%	857.2	2.28%	103
用途地域	10,048	146.9	1.46%	306.8	3.05%	338.3	3.37%	949
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	いわき市復興事業計画(第一次)	平成23年12月	有	有				
その他の方針・計画								
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
いわき市復旧・復興計画検討委員会(7/12~9/26 6回開催)学識経験者7名								
いわき市復旧・復興計画検討市民委員会(9/16~12/26 6回開催)学識経験者3名、市民有識者13名								

いわき市 調査総括表(2/36)

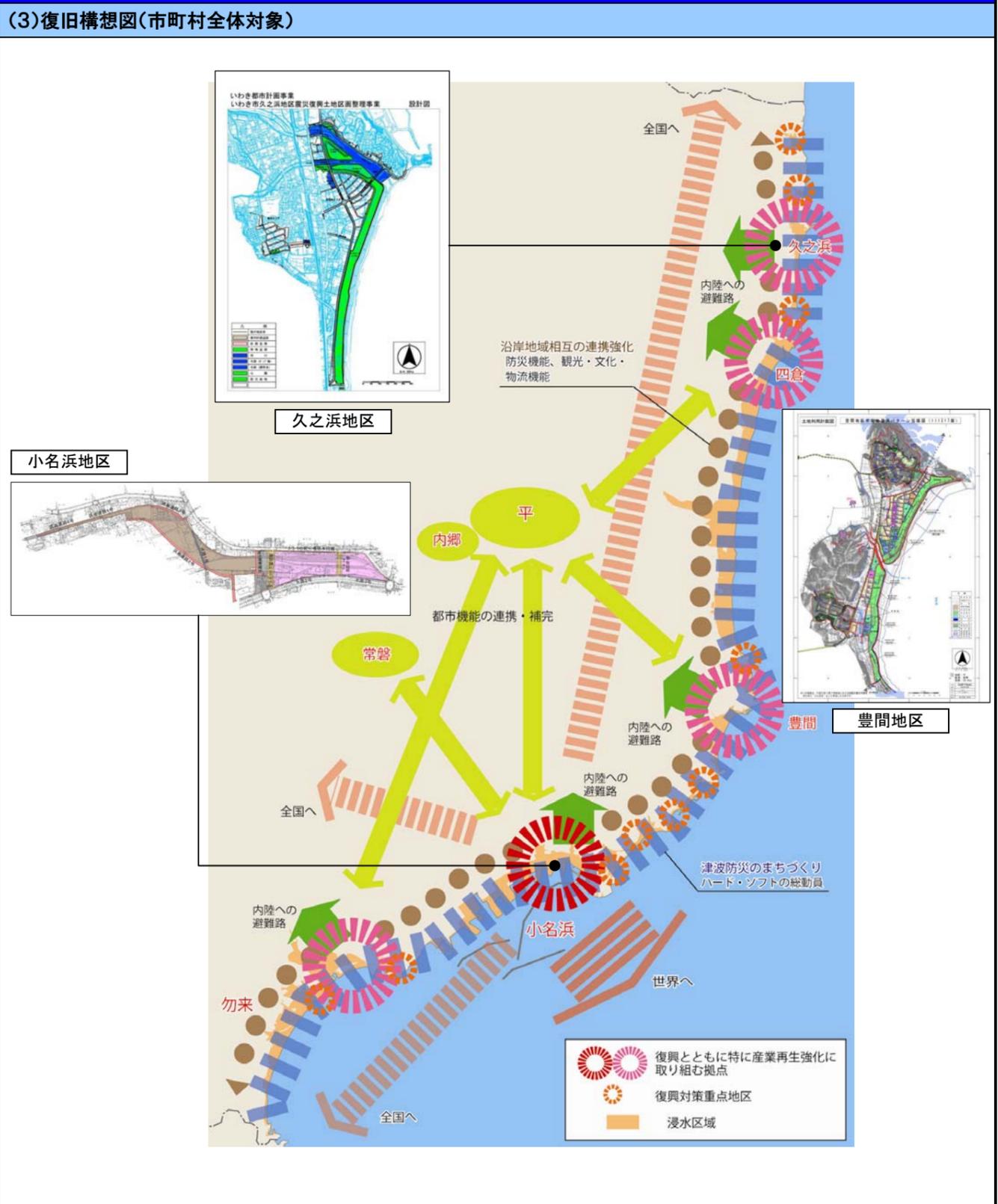
3. 復興計画の概要 (市町村全体)

(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)
<p>1. 津波防禦方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区における今次津波の状況を踏まえつつ、海岸堤防及び、津波シミュレーションによる津波高以上の高さの防災緑地を設置して今次レベルの津波を防禦する。 津波を防禦する施設として海岸堤防と防災緑地、津波防禦施設(水門等)を整備する(地形・土地利用等の影響で防災緑地等の機能が発揮できない地区については住宅地のかさ上げ、安全な地区への移転等で対応)。 防災緑地の設置方針としては、今次津波規模を想定した外力に対し浸水を極力「0」とするか、できるだけ浸水を防げる高さとする。 なお、津波防禦施設は完全ではないため各地区において避難路、避難施設、避難対策を充実する。 <p>2. 沿岸部復興に寄与する交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 市沿岸部を北から南に縦断する海岸道路を整備し、観光、地域振興、物流、産業道路として活用する。 <p>3. 市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災緑地を整備する地区 防災緑地を整備する地区においては、現位置における復興エリアを想定。なお、防災緑地を整備する背後地においてはかさ上げは原則として行わない。 防災緑地が整備困難な地区 避難路を整備して発災時に迅速に避難できるよう配慮。 	<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> L1津波(末続・金ヶ沢)、高潮(他地区)で海岸堤防(T.P.+8.7~7.2m)を整備する。 	
	<p>河川堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防か河川側へ堤防高で回し込み河川横断構造物地点に擦りつける。 	
	<p>2線堤等の方針(含む緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波シミュレーションを行い、浸水を防げる高さで津波防災緑地(基本幅50m)を整備する。 	
	<p>市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防災緑地を整備し背後市街地の安全性を確保することで現位置での復興を基本とするため、一部地区においては既存市街地と一体性を確保しつつ高台市街地を形成する。 	
	<p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防災緑地と平行して観光道路としての機能も持つ海岸道路を整備する。 	
	<p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防禦施設の設置如何に関わらず避難路の整備あるいは指定を行い、サイン等を設置する。 	
<p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 現位置復興エリアの中で水産加工施設等生産工業ゾーン、観光産業(民宿等)を配置する。 		

地区別の方針の概要

1. 集団移転復興パターン：比較的規模が小さい地区ではほぼ全戸が被災地区近傍の土地に宅地を造成して移転するタイプ。
2. 現位置復興パターン：ほぼ全戸が現位置にて復興するタイプ。
3. 高台造成復興パターン(一部現位置復興含む)：相当数の被災者が集団で高台を造成して移転し復興するタイプ。

地区名	復興の基本的な考え方
末続・金ヶ沢・走出・錦町須賀	・錦町須賀地区を除くと比較的小規模な地区であり堤防高では津波を防禦できないこと、防災緑地の整備が困難なため、安全な地区へ移転を行い集落再建を図る。
久之浜・薄磯・豊間・小浜・岩間	・8割以上が流出した地区で防災緑地を整備し、安全性を確保した上で現位置復興エリアで市街地の形成を図るとともに、既存市街地一体性に配慮しつつ高台住宅団地を整備し安全で快適な市街地を形成する。
四倉・仁井田・永崎	・ほとんど流出家屋がないため基本的に現位置復興を行うが防災緑地(一部防潮壁)の整備、避難路、避難地の指定、サイン計画による安全な市街地形成を行う。
沼の内・下神白・関田	・基本的に現位置にて復興を図る。沼ノ内を除き防災緑地は整備せず避難対策により安全な市街地を形成する。
田之網	・海岸堤防のみでは津波防禦が困難なことから集団移転により地区の安全性、コミュニティーの維持を図る。
江名・折戸・中ノ作	・それぞれ漁港地区となっていることから防災緑地が整備困難なため港湾の防災対策を行うとともに避難路等の検討を行い水産、観光による活気ある地区形成を図る。
小名浜背後地	・臨海鉄道貨物ターミナルを換地して都市センターゾーンとして商業、交流、文化等の機能を配置、同時に津波防災施設も兼ねた港湾管理施設を集約整備し復興のシンボル地区とする。

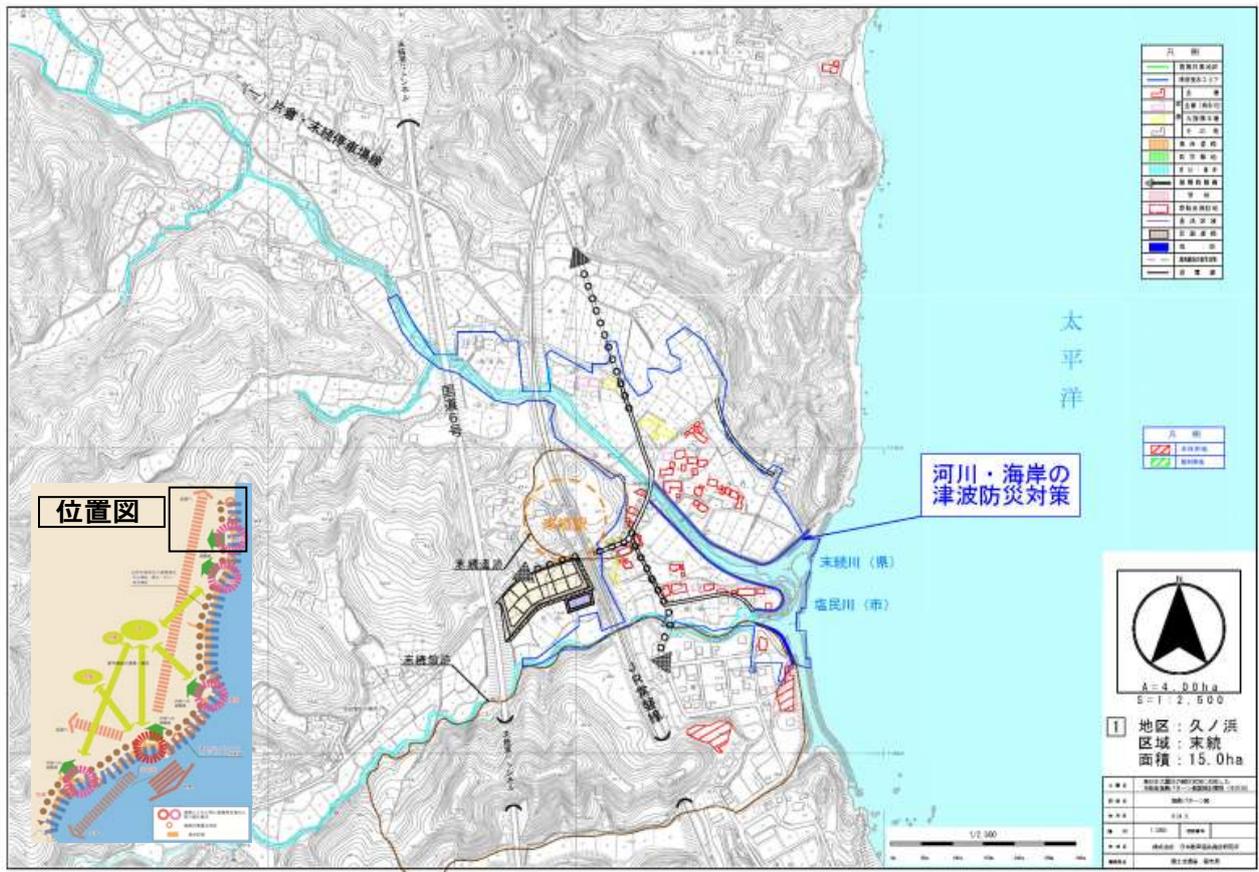


いわき市 調査総括表(3/36)

4. (1) 地区別復興方針(1)		末続地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	15ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・末続川にそって集落、農地が散在している。				
被災の状況	・今次津波高 5m ・全壊(流出) 29 棟、全壊(撤去) 15 棟、条件付再生可 4 棟、半壊 8 棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	・30 世帯弱の集落であり古くから地区のコミュニティが確立していることからコミュニティを継続できるような再建を図る。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	○整備の有無：現行堤防を嵩上げ ○堤防高：(T.P.+8.7m) (想定津波：L1 波高) ○整備主体：福島県 ○河川堤防の考え方：基本的に海岸堤防と同じ高さで回し込み橋梁部ですりつけ ○二線堤の考え方：設置なし				
市街地の整備方針	基本的方針	・ほぼ、9 割の家屋が流出した地区であり、中央を末続川、塩民川が流下しているため津波防禦が困難なことから地区のコミュニティを維持出来るよう配慮しつつ集団で移転を図る。			
	現位置整備地区の方針	-			
	移転区域の方針	・移転区域の範囲・考え方：津波浸水エリア ・移転先及び整備手法：地区コミュニティへの配慮、国道 6 号、末続駅へのアクセス性を考慮して同地区内の JR 常磐線の西側の土地を選定、防災集団移転促進事業 ・移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅 ・移転跡地の土地利用方針：自然的土地利用を誘導			
	土地利用規制の方針	・移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	-			
	その他特記すべき方針	-			
	整備スケジュール	・平成 25 年度中に事業完了予定。			
避難計画の考え方	・サイン、表示版等により対応。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	・h 23.12 月までに地区懇談会を開催し、集団移転についての全員合意を図られた。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
現位置でのかさ上げ	○津波浸水予測シミュレーションによる浸水深に対する安全性 ・津波シミュレーションを行った結果、堤防を嵩上げしても浸水深が認められること、末続川が地区中央を流下し津波防禦対策が困難なこと、相当数の家屋が流出しており住民意向も踏まえると集団移転以外の対策では効果が低い。				

いわき市 調査総括表(4/36)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T. P. +8.7mによる今次津波高再現



いわき市 調査総括表(5/36)

4.(2) 地区別復興方針(2)		金ヶ沢地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	5.6ha	都市計画	市街地化調整区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	集落、農地				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波高 5m ・全壊(流出) 19棟、全壊(撤去) 4棟、条件付再生可 0棟、大規模半壊 2棟 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・10世帯程度の集落であり古くから地区のコミュニティが確立していることからコミュニティを継続できるような再建を図る。 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無：現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高：(T.P.+8.7m) (想定津波：L1波高) ○ 整備主体：福島県 ○ 河川堤防の考え方：現形復旧 ○ 二線堤の考え方：設置なし 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・9割以上の家屋が流出した地区であり、中央を藪川が流下しているため津波防禦が困難なことから地区のコミュニティを維持出来るよう配慮しつつ集団で移転を図る。 			
	現位置整備地区の方針	—			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方：津波浸水エリア ・移転先及び整備手法：地区コミュニティへの配慮、アクセス性を考慮して国道6号久之浜バイパスと県道折木・筒木原・久之浜線との交差点に土地を選定、防災集団移転促進事業 ・移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅 ・移転跡地の土地利用方針：自然的土地利用を誘導 			
	土地利用規制の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限 			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	—			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度中に事業完了予定。 			
避難計画の考え方	—				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・h23.12月までに地区懇談会を開催し、集団移転についての全員合意を図られた。 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
現位置かさ上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水予測シミュレーションによる浸水深に対する安全性 ・津波シミュレーションを行った結果、堤防を嵩上げしても浸水深が認められること、藪川が地区中央を流下し津波防禦対策が困難なこと、相当数の家屋が流出しており住民意向も踏まえると集団移転以外の対策では効果性が低い。 				

(5)地区別構想図

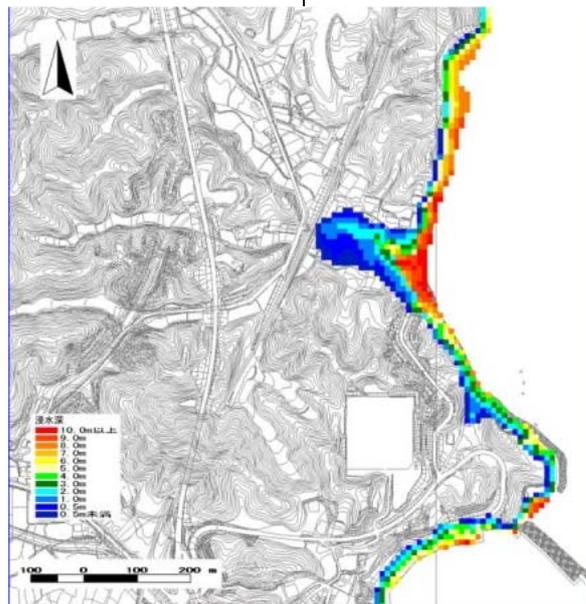


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P.+8.7mによる今次津波高再現

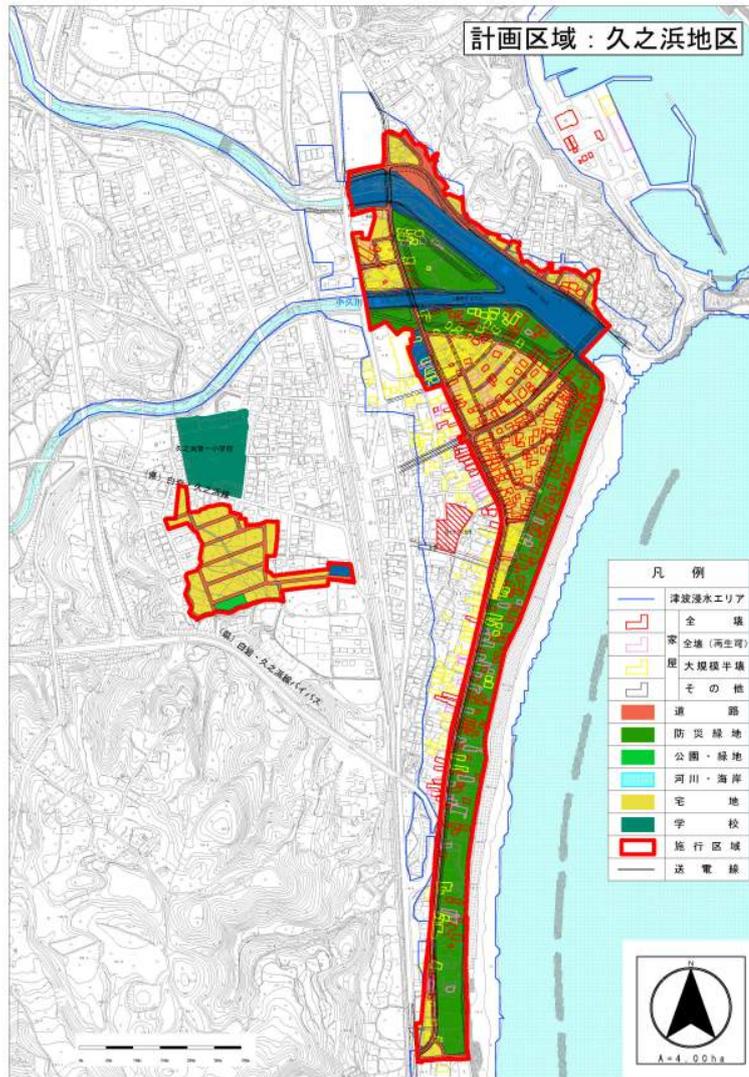


いわき市 調査総括表(7/36)

4. (3) 地区別復興方針(3)		久之浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 29.4ha	都市計画	市街化区域 (第1種住居地域)	役場・支所等	支所を含む
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道久ノ浜港線及び旧国道の沿道に商業・業務施設が立地している。工業系は、地区東部の大久川右岸及び海岸線沿いに立地している。住宅は、商業・工業系の施設と混在しており、規模の狭小な宅地も見られる。 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次津波高:最大津波浸水深 5m~7m ・ 流出棟数:全壊流出 167 棟、全壊 (撤去) 96 棟、全壊(条件付き再生可)42 棟、大規模半壊 64 棟 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地区はいわき市合併前の双葉郡久之浜町の中心として発展してきたが、商業・住宅地は狭小過密で人口密度が高く、居住者の高齢化が進んでいる。そのため、「災害に強い地域づくり」を目標に、道路、公園等の公共施設整備と住宅地を計画的に配置し、本市の北部拠点にふさわしい安全で快適な市街地を形成していくことが必要である。 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	<ul style="list-style-type: none"> ・ B-③ 				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: T.P.+7.2m (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 高潮の影響範囲まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方: 今次津波以上の高さの防災緑地を海岸堤防の裏法側に配置 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線に配置する防災緑地 (今次津波高以上の高さにマウンドアップ) に隣接した平場に市街地を再整備するとともに、西側の休耕田畑に新たな住宅地を整備する。 			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状においては、嵩上げ盛土はせず、既存の地盤高に合わせた造成を行う。 ・ 土地利用については、被災前土地利用の継続を基本とし、住居系を中心とする。 ・ 整備手法として、土地区画整理事業を活用する。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転区域の範囲・考え方: 津波浸水エリアで ・ 移転先及び整備手法: JR 常磐線西側地区、土地区画整理事業 ・ 移転の対象、方法: 移転地は買収し、浸水エリアとの換地により移転 ・ 移転跡地の土地利用方針: 海岸部は防災緑地、その背後は業務・住宅地として再整備 等 			
	土地利用規制の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業を用いるため特に土地利用規制を行う箇所はなし 			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅を事業区域外の地区北部に整備する。 ・ 久之浜・大久支所を津波避難ビルとしての機能をもたせた再整備を検討する。 			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大久川及び小久川の合流する三角州部分、小久川の右岸部分において、津波緩衝地区を整備し、河川上流部の浸水を低減させる。 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度~28 年度中に事業完了予定。 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路拡幅等により避難路を整備し、JR 常磐線西側や高台に避難誘導する。また、一時的な避難場所として、津波避難ビルを整備する。 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者との移転先についての合意形成 ・ 土地区画整理事業による市単独事業費が相当額になることからその圧縮のための対策 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現位置市街地での復興 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の早期着工による復興時間の短縮 ・ 全被災者を対象としたアンケート調査結果及び地元復興対策協議会との話し合いの結果、現在の案ではほぼ合意した。 				

いわき市 調査総括表(8/36)

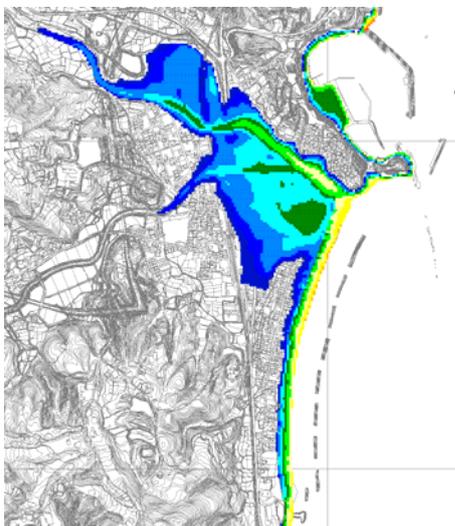
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

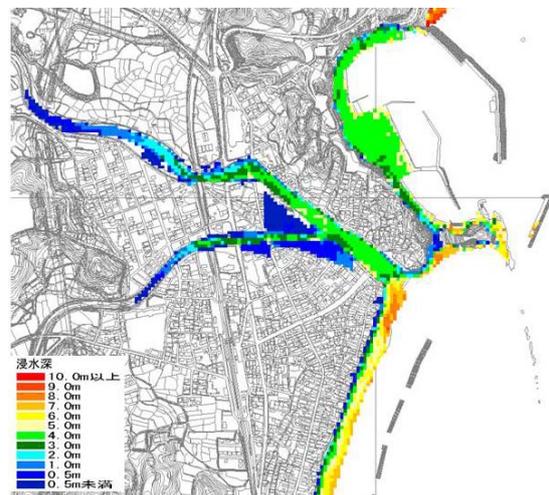
市街地整備がない場合

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地整備後

防災緑地による今次津波高再現



いわき市 調査総括表(9/36)

4.(4) 地区別復興方針(4)		田之網地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	8.9ha	都市計画	都市計画区域、市街化調整区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅、飲食店・土産物店等が国道6号沿道に混在立地している。				
被災の状況	・今次津波高：5～7m ・流出棟数：全壊（流出）2棟、全壊（撤去）21棟、条件付再生可9棟、大規模半壊16棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	・国道6号とJR常磐線に挟まれた地区で国道の前面が海となっていることから津波防禦が海岸堤防のみとなるため安全性の確保が難しく安全地区への移転が最良であるが地区住民が一カ所に移転できる用地が近隣で確保が難しく複数地区に分散せざるを得ないことからコミュニティの維持が行えるよう配慮が必要である。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無：現行堤防を嵩上げ（田之網遊歩道） ○ 堤防高：(T.P.+7.2m)（想定津波：高潮波高） ○ 整備主体：福島県 ○ 河川堤防の考え方：高潮の影響範囲まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方：設置なし 				
市街地の整備方針	基本的方針	・現位置の海側に防災緑地の整備が物理的に難しいことから、標高の高いJR常磐線の西側隣接地及びさらに西側の農地を対象地として移転住宅団地を整備し国道沿道の津波被災地区について集団移転を行う。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・嵩上げ盛土の有無、(範囲・高さの考え方) 基本的にはしない。 ・土地利用の変更：基本的に住宅地として整備する。 ・整備手法 等：防災集団移転促進事業。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方：今次津波で被災した国道6号沿道地区 ・移転先及び整備手法：地区西側の標高の高い地区をさらに嵩上げ。防災集団移転促進事業。 ・移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅。 ・移転跡地の土地利用方針：自然的土地利用を誘導。 			
	土地利用規制の方針	・移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	-			
	その他特記すべき方針	-			
	整備スケジュール	・平成23年度～平成27年度中に事業完了予定。			
避難計画の考え方	・地区西側にアクセスする市道を避難路として位置づけサイン・表示板を設置する。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	h24.3月までに集団移転についての合意形成を図る。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
・現位置での復興	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性の高い住宅地の整備 ・国道6号とJR常磐線に挟まれた地区で国道の前面が海となっていることから津波防禦が海岸堤防のみとなり安全性を確保するためには集団移転により安全地区への移転が最良である。 				

(5)地区別構想図

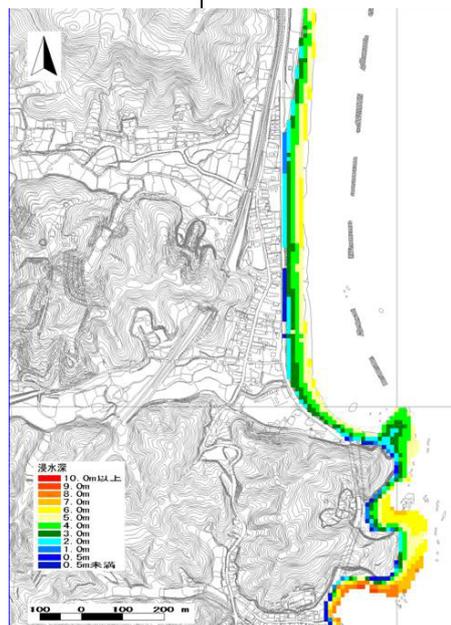


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



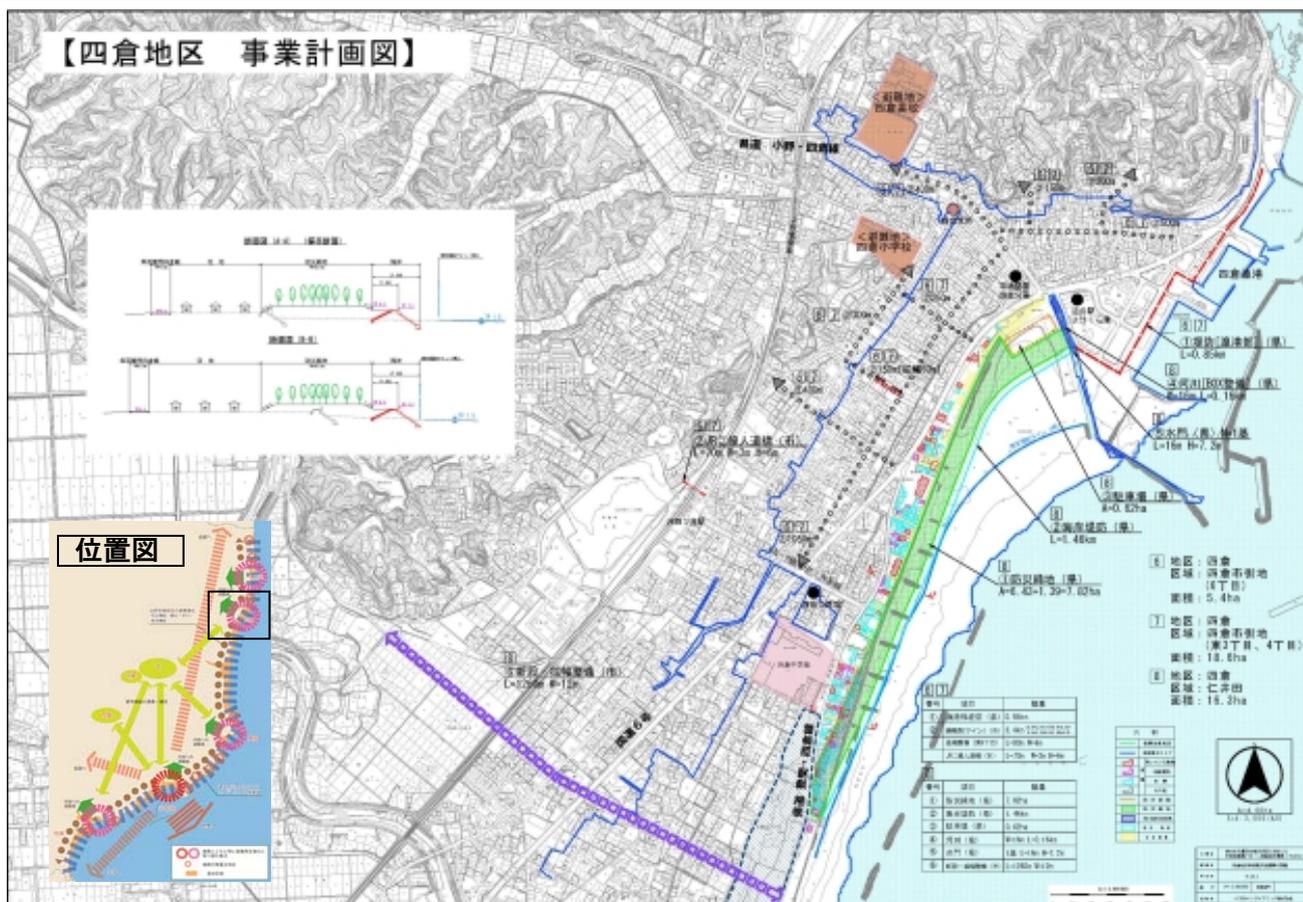
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その 26)

いわき市 調査総括表(11/36)

4. (5) 地区別復興方針(5)		四倉地区		
(1) 地区の概況				
面積(ha)	ha	都市計画	市街化区域	役場・支所等
				含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅、商業施設、店舗併用住宅等が国道 6 号、県道豊間四倉線沿道に混在立地している。			
被災の状況	・今次津波高:最大津波浸水深 3m ・流出棟数等:全壊流出 30 棟、全壊(撤去) 95 棟、全壊(条件付き再生可) 39 棟、大規模半壊 80 棟			
復興方針策定上留意すべき特徴	・四倉漁港に隣接して立地する「道の駅よつくら港」が被災したことから同施設の再建を復興のシンボルとして位置づけるとともに、津波により流出した海岸部について防災緑地を整備し、市街地の津波安全性の向上を行うことにより避難時間の確保を図る必要がある。			
(2) 地区の整備方針				
復興のパターン	・ B-①			
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P. +7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 基本的に海岸堤防高で橋梁部等まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方: 海岸堤防を前出しし、今次津波以上の高さの防災緑地を海岸堤防の裏法側に配置して背後市街地の防災性を高める。 			
市街地の整備方針	基本的方針	・海岸線に配置する防災緑地(今次津波高以上の高さにマウンドアップ)を整備するとともに一次避難地である地区西側への避難容易性を高めるため避難サイン等を整備する。		
	現位置整備地区の方針	・国道 6 号沿道と海岸線との間の地区については津波で流出した家屋が多いが既に改築や、商業施設が再建されていることからこれまでの土地利用を誘導する。 ・市街地については大きな被害を免れたことからこちらも従来の土地利用を行う。		
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方: ・移転先及び整備手法: ・移転の対象、方法: 	} 現状では移転は想定していない。	
	土地利用規制の方針	・土地利用規制を行う箇所はなし。		
	公共公益施設の方針	-		
	その他特記すべき方針	・四倉漁港から四倉中学校までの約 1.46km の間海岸堤防を 50m 前出しして設置し、その背後に防災緑地を整備する。漁港内については海岸堤防と同じ高さで堤防を整備し、市街地及び道の駅等を津波から守ることとする。		
	整備スケジュール	・平成 27 年度中に事業完了。		
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画、津波ハザードマップを踏まえて指定避難地である四倉高校、JR 四ツ倉駅西側仮設住宅地を 2 次避難地とし、また、一時的な避難地を高台に指定しそれまでの間の市街地内の主な道路を避難路としてサインや表示板を設置する。 ・都市計画道路上仁井戸田線を主要な避難道路として位置づけ整備する。 			
(3) 実現に向けての課題				
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防の前出しについて海岸管理者との調整。 ・港湾内への堤防整備について漁港管理者との調整。 			
(4) 比較した代替案				
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由			
・高台移転	<ul style="list-style-type: none"> ○経済性を踏まえるとともに早期復興の実現 ・海岸沿い地区を除くとほぼ全壊流出が免れたこと、既に被災前の位置で再建を始めた住民や商業施設が多いことから現位置にて市街地復興が住民意向とも整合している。 			

いわき市 調査総括表(12/36)

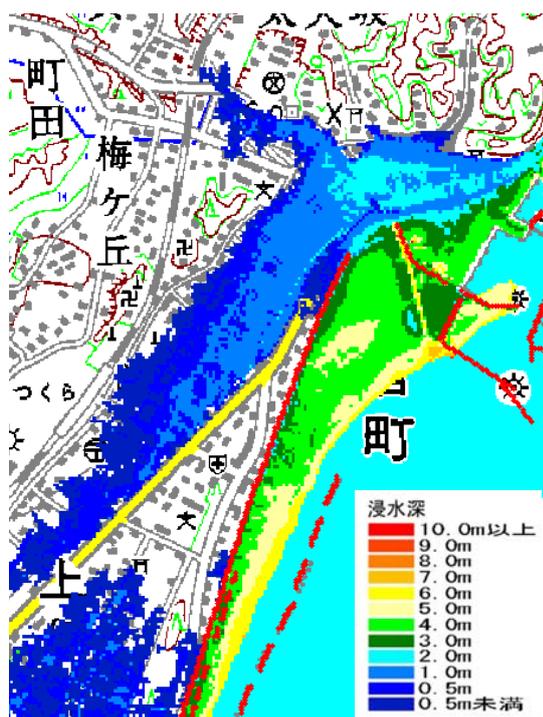
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

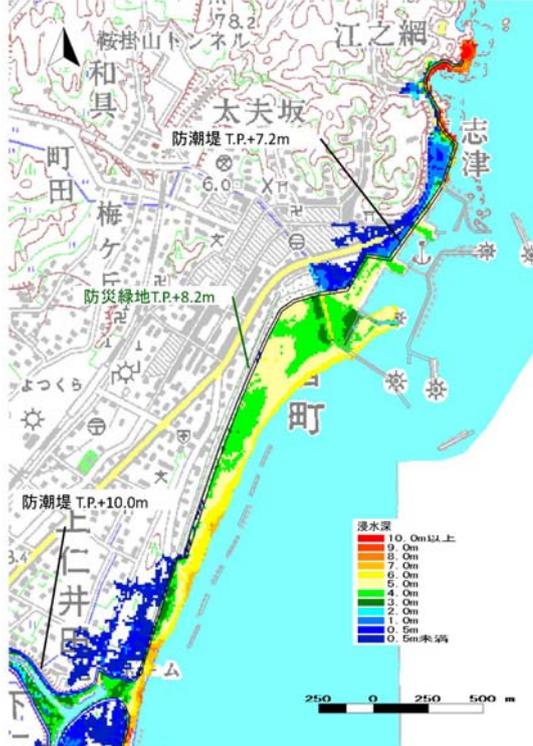
市街地整備がない場合

堤防高 T.P.+7.2 による今次津波高再現



市街地整備後

防災緑地 (港湾 7.2m) による今次津波高再現



いわき市 調査総括表(13/36)

4. (6) 地区別復興方針(6)		沼ノ内地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	6.7ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅地区(一部海岸防風林)。				
被災の状況	・今次津波高:5~7m ・流出棟数:全壊(流出)5棟、全壊(撤去)32棟、条件付再生可10棟、大規模半壊4棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	・海岸に接する県道豊間四倉線の拡幅整備、西側に隣接する地区で市街地を津波から防禦する津波防災緑地を整備するため該当する家屋について集団移転を行いコミュニティを維持しつつ、安全性の確保を行う。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 基本的に海岸堤防高で高潮影響範囲まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方: 今次津波以上の高さの津波防災緑地を海岸堤防の裏法側に配置 				
市街地の整備方針	基本的方針	・対象地区が県道を挟んで海に接しているため市街地を津波から守る津波防災緑地用地として活用する。このため、該当する家屋については収用移転を図る。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・嵩上げ盛土の有無: 嵩上げは行わない。 ・土地利用の変更: 津波防災緑地として整備する。 ・整備手法 等: 都市公園事業により用地を取得し津波防災緑地を整備する。また、道路事業により用地を取得し、県道を整備する。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方: 今次津波で被災した県道豊間四倉線沿道地区 ・移転先及び整備手法: 都市公園事業、道路事業。 ・移転の対象、方法: ・移転跡地の土地利用方針: 津波防災緑地、道路。 			
	土地利用規制の方針	・防災緑地として全域を整備するため特に制限は設けない。			
	公共公益施設の方針	-			
	その他特記すべき方針	-			
	整備スケジュール	・平成24年度~。			
避難計画の考え方	・地区西側にアクセスする市道を避難路として位置づけサイン・表示板を設置する。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	・道路線形、幅員、緑地整備について合意形成を図る。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
・集団移転	<ul style="list-style-type: none"> ○早期復興の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の全域が津波防災緑地用地となるため補償により移転をしてもらうことが早期復興にも寄与する。 				

いわき市 調査総括表(14/36)

(5)地区別構想図

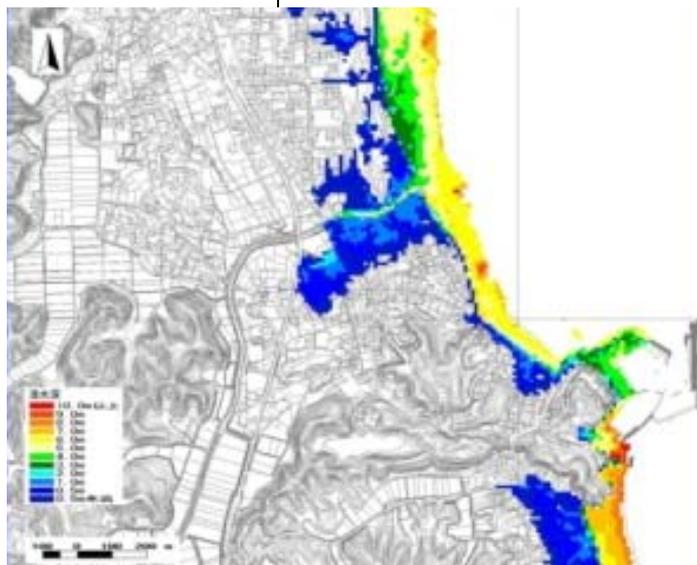


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現

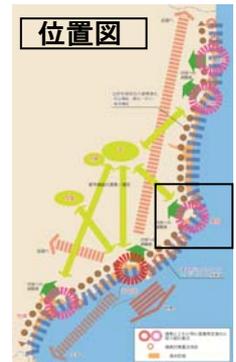
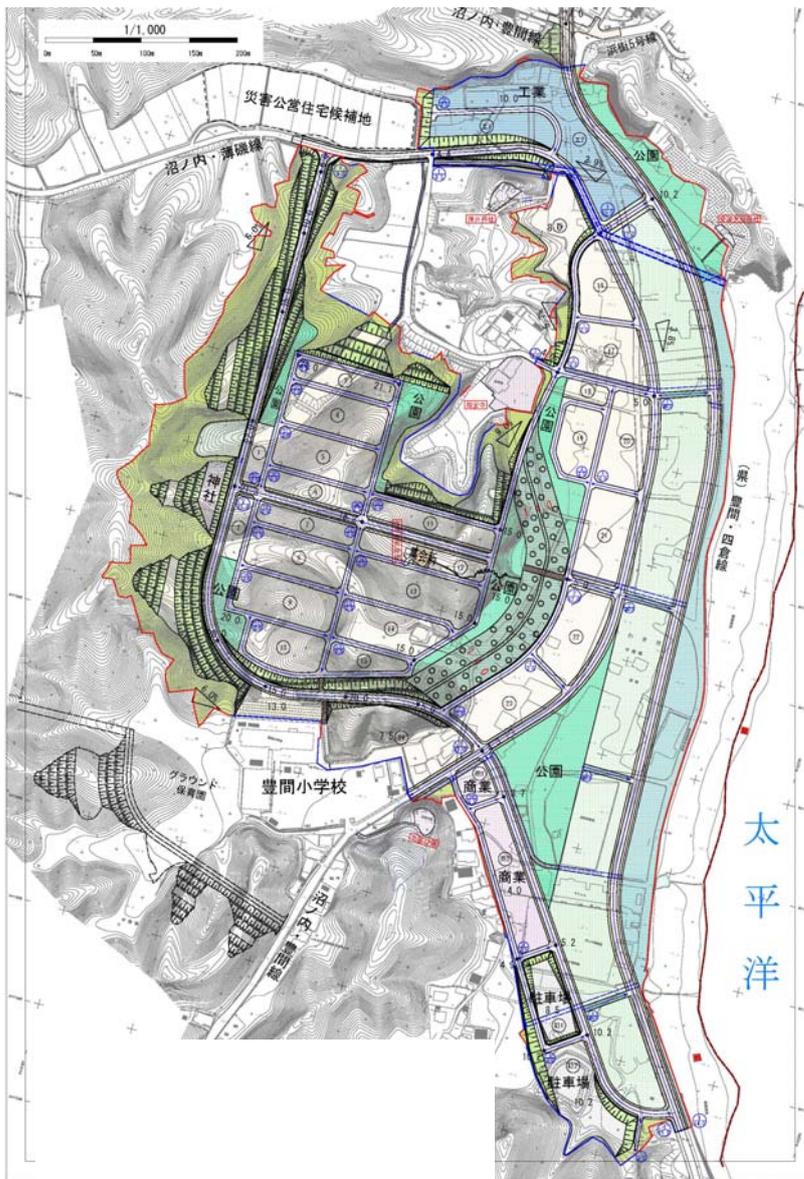


いわき市 調査総括表(15/36)

4. (7) 地区別復興方針(7)		薄磯地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	35ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)、市街化調整区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅、店舗併用住宅、水産加工施設、商業施設の他、民宿等観光関連施設も立地していた。				
被災の状況	・今次津波高:最大津波浸水深5m~7m ・流出棟数:全壊流出228棟、全壊(撤去)57棟、全壊(条件付き再生可)16棟、大規模半壊19棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	・県内で最も海水浴客が訪れる海水浴場の一つである薄磯海水浴場があり、また、近くには塩屋埼灯台、国の天然記念物大うなぎが生息する沼の内弁財天等の観光施設が立地する地区である点を考慮し、観光業の復興にも留意した、既存市街地と新たに整備する高台住宅地との一体性の確保が必要である。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	・B-④				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 該当なし ○ 二線堤の考え方: 今次津波以上の高さの防災緑地を海岸堤防の裏法側に配置 				
市街地の整備方針	基本的方針	・海岸線に配置する防災緑地(今次津波高以上の高さにマウンドアップ)に隣接した平場に市街地を再整備するとともに西側丘陵に新たに高台住宅地を整備する。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画においては既存の地盤高を基準に、道路計画に応じた造成を行う。 ・土地利用については従前の住居系土地利用を基本にゾーニングによる良好な市街地環境を形成する。 ・整備手法として、土地区画整理事業を活用する。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方: 津波防災緑地等の整備により安全性を向上させた現市街地及び山林を造成した住宅団地。 ・移転先及び整備手法: 地区西側高台、土地区画整理事業 ・移転の対象、方法: 高台及び浸水エリアにおいて土地区画整理事業により移転 ・移転跡地の土地利用方針: 海岸部は防災緑地、その背後は主として住宅地として再整備する 			
	土地利用規制の方針	・土地区画整理事業を用いるため特に土地利用規制を行う箇所はなし			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅を事業区域外の地区北部に整備する。 ・土地区画整理事業の施行地区内に被災した豊間中学校が立地しているが、施行地区外にある豊間小学校にて今年4月から再開予定であり、施行地区内での再建は行わない。 			
	その他特記すべき方針	・県内で最も海水浴客を集客していた薄磯海水浴場があるが、地盤沈下等の影響により、海浜部が大幅に減少したため、海浜部を回復させる対策(海岸堤防のセットバック、養浜等)を講じ、海水浴場の復興を図る。			
	整備スケジュール	・平成23年度~28年度中に事業完了予定			
避難計画の考え方	・新設する区画道路を避難路として活用し高台に新設する公園に避難誘導する。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者との移転先についての合意形成 ・海岸管理者との調整 ・土地区画整理事業による市単独事業費が相当額になることからその圧縮のための対策 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
・現位置のみでの市街地復興	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意見との整合による早期復興 ・12月に行った全被災者を対象としたアンケート調査結果では、移転先として高台を希望する人が半数程度おり、また、地元復興委員会の高台の位置等に対する要望を反映し、現在の案でほぼ合意した。 				

いわき市 調査総括表(16/36)

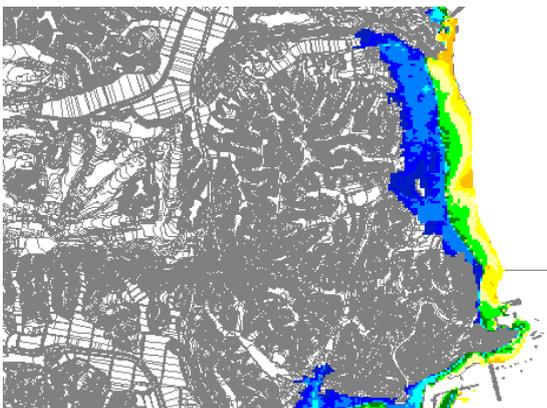
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

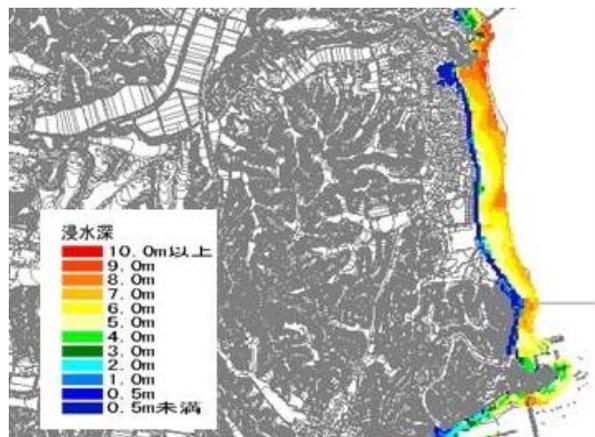
市街地整備がない場合

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地整備後

防災緑地高による今次津波高再現



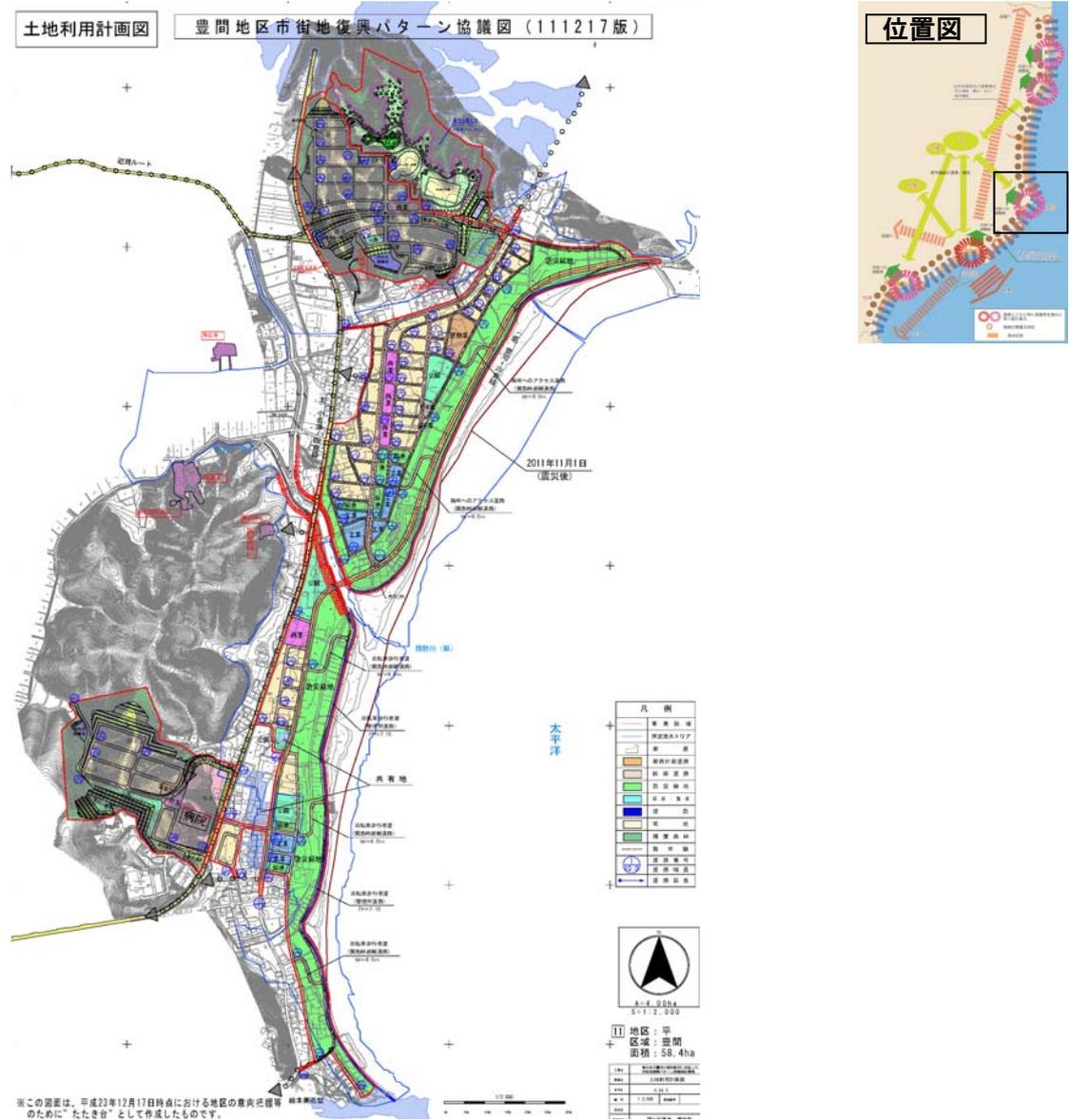
市街地の嵩上げは反映していない

いわき市 調査総括表(17/36)

4.(8) 地区別復興方針(8)		豊間地区		
(1) 地区の概況				
面積(ha)	66ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)、市街化調整区域	役場・支所等
				含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅、店舗併用住宅、水産加工施設、商業施設の他、民宿等観光関連施設も立地していた。			
被災の状況	・今次津波高:最大津波浸水深7m以上 ・流出棟数:全壊流出336棟、全壊(撤去)147棟、全壊(条件付き再生可)68棟、大規模半壊66棟			
復興方針策定上留意すべき特徴	・県内有数の海水浴客を誇る豊間海水浴場があり、また、地区北部には塩屋崎灯台他、豊間漁港、水産加工施設が立地しており海洋施設との一体化に配慮しつつ、2カ所に整備する高台移転地と既存市街地との一体性を考慮した土地利用を行うことが必要である。			
(2) 地区の整備方針				
復興のパターン	・B-④			
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 基本的に海岸堤防高から県道小名浜・四倉線西側の第一橋梁部にすりつけ ○ 二線堤の考え方: 今次津波以上の高さの防災緑地を海岸堤防の裏法側に配置 			
市街地の整備方針	基本的方針	・海岸線に配置する防災緑地(今次津波高以上の高さにマウンドアップ)に隣接した平場に市街地を再整備するとともに諏訪川北部・南部丘陵に新たに高台住宅地を整備する。		
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県道小名浜四倉線沿道地区の低い箇所を中心に嵩上げ盛土を行う。 ・土地利用については基本的に被災前と同様の住宅地とする。 ・整備手法として、住宅地の整備については、土地区画整理事業及び高台への病院移転については津波復興拠点整備事業を活用する。 		
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方: 津波浸水エリア ・移転先及び整備手法: 周辺高台、土地区画整理事業 ・移転の対象、方法: 国立いわき病院は津波復興拠点整備事業を活用して移転・再建を図り、高台及び浸水エリアにおいては土地区画整理事業により事業実施。 ・移転跡地の土地利用方針: 海岸部は防災緑地、その背後は住宅地として再整備する。 		
	土地利用規制の方針	・土地区画整理事業を用いるため特に土地利用規制を行う箇所はなし		
	公共公益施設の方針	・災害公営住宅を事業区域外の地区北部に整備する。		
	その他特記すべき方針	—		
	整備スケジュール	・平成23年度～28年度中に事業完了予定		
避難計画の考え方	・新設する区画道路を避難路として活用し高台に新設する公園に避難誘導する。			
(3) 実現に向けての課題				
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者との移転先についての合意形成 ・海岸管理者との調整 ・土地区画整理事業による市単独費が相当額になることからその圧縮のための対策 ・高台造成に伴う残土の削減(高台の規模縮小等)、残土の処理方法(他地区への運搬等) 			
(4) 比較した代替案				
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由			
・現位置のみでの市街地復興	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意見との整合による早期復興 ・12月に行った全被災者を対象としたアンケート調査結果では、移転先として高台を希望する人が4割程度おり、また、地元復興委員会の高台の位置等に対する要望を反映し、現在の案ではほぼ合意した。 			

いわき市 調査総括表(18/36)

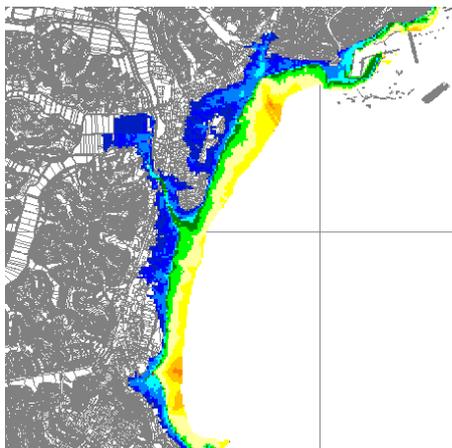
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

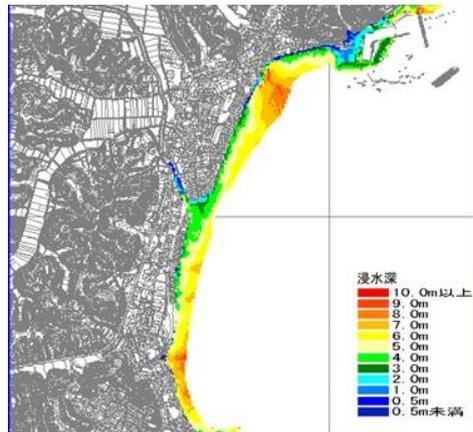
市街地整備がない場合

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地整備後

防災緑地高による今次津波高再現



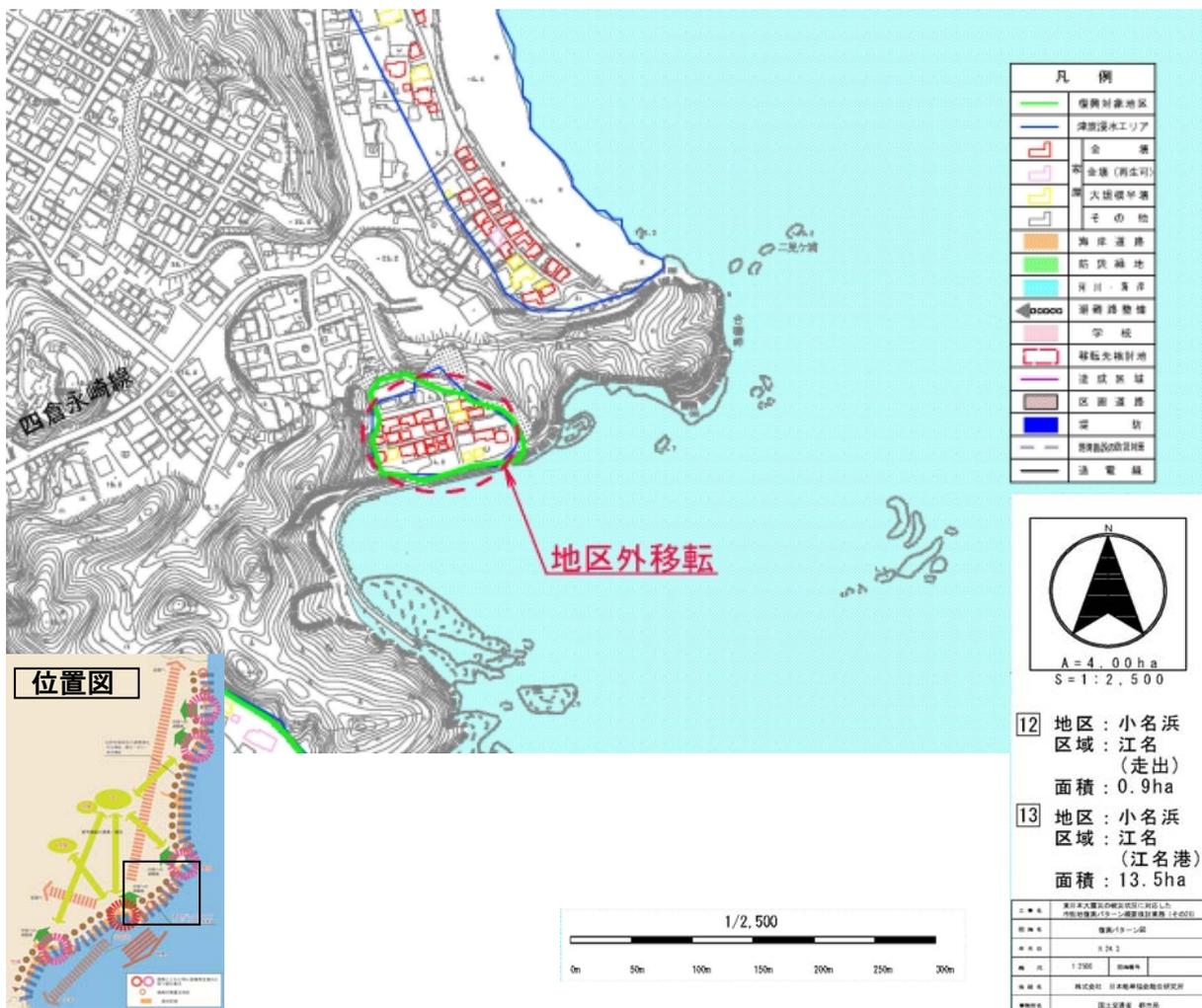
市街地の嵩上げは反映していない。

いわき市 調査総括表(19/36)

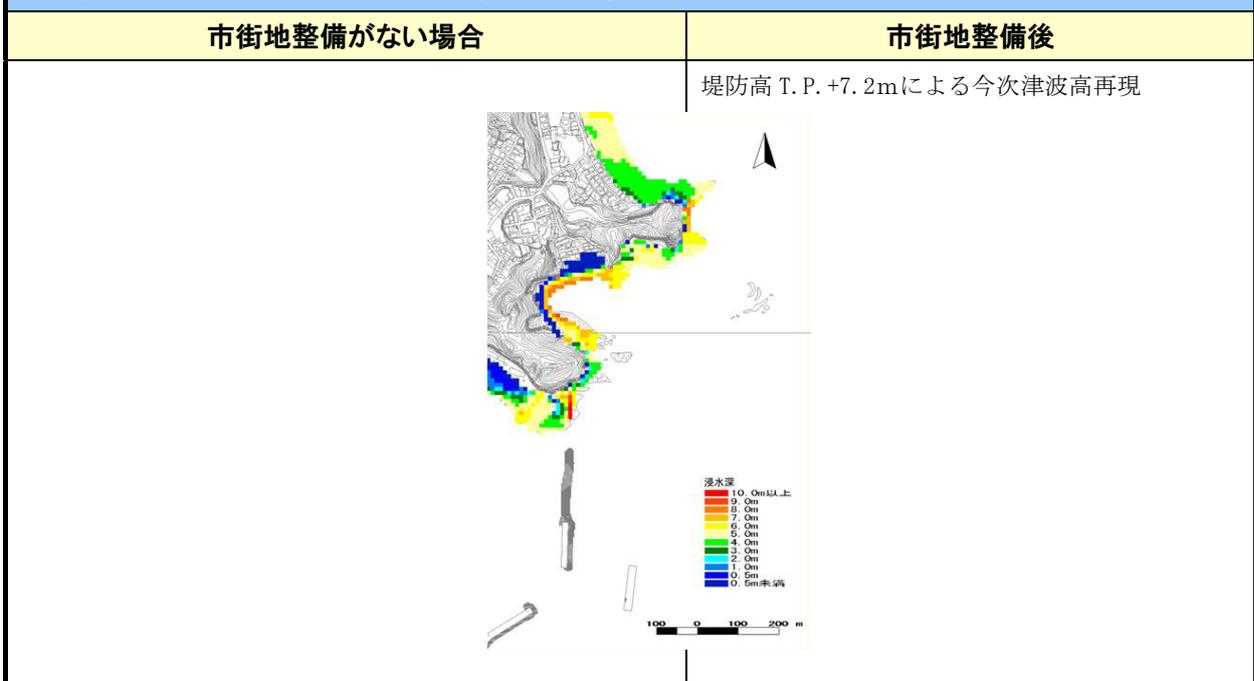
4.(9) 地区別復興方針(9)		走出地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	0.9ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅地		
被災の状況	・今次津波高 最大 5m ・全壊(流出) 21 棟、全壊(撤去) 0 棟、条件付再生可 0 棟、大規模半壊 5 棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	・周囲を急峻な樹林で囲まれた鍋底状の平坦地に住宅が立地していたが海岸との距離が確保できないため津波対策として海岸堤防のみとなるため、津波への安全性を確保するため集団移転によりコミュニティを継続できるような再建を図る。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<input type="checkbox"/> 整備の有無(現行嵩上げ) <input type="checkbox"/> 堤防高:(T.P.+7.2m) (想定津波:高潮波高) <input type="checkbox"/> 整備主体:福島県 <input type="checkbox"/> 河川堤防の考え方:該当なし <input type="checkbox"/> 二線堤の考え方:設置なし		
市街地の整備方針	基本的方針	・9割以上の家屋が流出した地区であるが地区面積が狭く防災緑地等の設置が難しいことから津波防禦が困難であり地区のコミュニティを維持出来るよう配慮しつつ集団で移転を図る。	
	現位置整備地区の方針	・公園利用を想定	
	移転区域の方針	・移転区域の範囲・考え方:津波浸水エリア ・移転先及び整備手法:移転先住宅団地用地については検討中、防災集団移転促進事業 ・移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅 ・移転跡地の土地利用方針:公園として利用を検討中	
	土地利用規制の方針	・移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	—	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	・平成 25 年度中に事業完了予定	
避難計画の考え方	・地区外移転を行うため避難路等の整備は行わない。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	・h 24.3 月までに集団移転についての合意形成を図る。		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
現位置かさ上げ	<input type="checkbox"/> 津波浸水予測シミュレーションによる浸水深(又は今次津波の実績浸水深)に対する安全性及び住民意向 ・市街地側での津波防禦対策の実施が難しいことから集団移転しか本地区の安全性を確保することが困難であること、住民からも集団移転の強い要望が出された。		

いわき市 調査総括表(20/36)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)



いわき市 調査総括表(21/36)

4.(10) 地区別復興方針(10)		江名港地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	13.5ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域・準工業地域) 役場・支所等 含まない
土地利用(被災前)概況	・江名漁港に面した街区には水産関連施設が立地し、その背後地は住宅地となっている。		
被災の状況	・今次津波高 最大5m ・全壊(流出)7棟、全壊(撤去)18棟、条件付再生可22棟、半壊33棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	・江名港と関連する水産加工施設や住宅が立地しているため港と切り離れた復興は難しく、また、全体として津波による大規模流出や全壊家屋が比較的少なく被害が軽微であるなどから現位置での居住が継続されており安全で安心できる漁港区の再建を柱に復興を図る。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-①		
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無(現行嵩上げ) <input type="radio"/> 堤防高:(T.P.+7.2m) (想定津波:高潮波高) <input type="radio"/> 整備主体:福島県 <input type="radio"/> 河川堤防の考え方: <input type="radio"/> 二線堤の考え方:設置なし		
市街地の整備方針	基本的方針	・江名港を中心に現位置での復興を基本とし、津波対策として沖防波堤の嵩上げ、避難路の指定、避難誘導サイン、表示板等の整備、ハザードマップによるソフト対策を講じ津波から安全な市街地形成を図る。	
	現位置整備地区の方針	・基本的にこれまでの土地利用を図り避難対策を充実するためサイン、表示板等の設置を進める。	
	移転区域の方針	・移転区域の範囲・考え方: ・移転先及び整備手法: ・移転の対象、方法: ・移転跡地の土地利用方針:	
	土地利用規制の方針	-	
	公共公益施設の方針	-	
	その他特記すべき方針	-	
	整備スケジュール	・平成23年度~27年度中に事業完了予定	
避難計画の考え方	・新たに道路拡幅を伴う避難路の整備は行わず避難場所となっている江名小学校や江名幼稚園へ迅速、安全に避難できるよう誘導サインや表示板等の設置を行う。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題			
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
高台復興案	<input type="radio"/> 地区機能維持の観点及び住民意向、事業実施フィジビリティの優位性 ・漁港区であり港との関連が不可欠であること、津波による家屋被害が比較的軽微であること、周囲が急峻な山林となっており容易に移転地を確保することが困難なこと等から現位置での復興が最善であり地域の要望にも即している。		

いわき市 調査総括表(22/36)

(5)地区別構想図

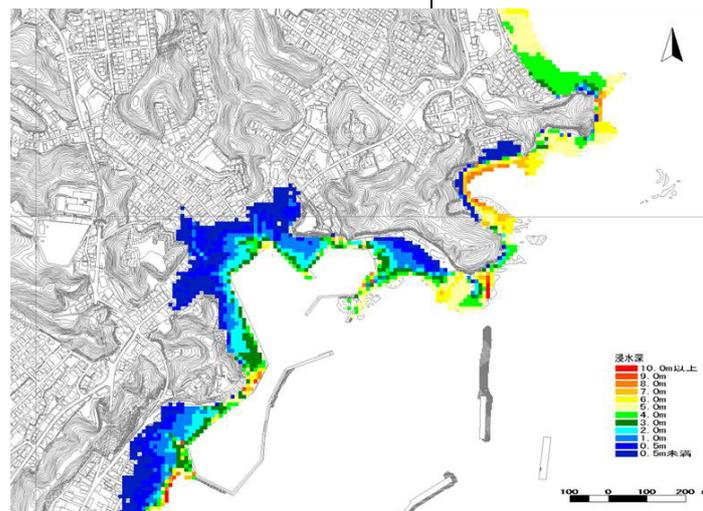


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2m による今次津波高再現



いわき市 調査総括表(23/36)

4.(11) 地区別復興方針(11)		折戸・中ノ作地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	22.5ha	都市計画	市街化区域(準工業地域・第1種住居地域)	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> 中ノ作港を中心に水産品冷凍倉庫、水産加工場等水産関連施設が立地し、その背後に住宅地が立地している。 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高 最大3~5m 全壊(流出)35棟、全壊(撤去)79棟、条件付再生可57棟、大規模半壊37棟 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> 中ノ作港を中心に水産業、水産加工業等の事業所とその背後地に住宅地が広がる地域となっており港を中心とした地区形成が不可欠な地区となっていることから港の防災機能向上を図りつつ避難による安全性の向上を図り現位置でコミュニティを継続できるような再建を図る。 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無：現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高：(T.P.+7.2m) (想定津波：高潮波高) ○ 整備主体：福島県 ○ 河川堤防の考え方：基本的に海岸堤防と同じ高さで回し込み橋梁部ですりつけ ○ 二線堤の考え方：設置なし 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 水産冷凍倉庫や水産加工施設が立地している折戸地区と中ノ作港を中心とした中ノ作地区から構成されているが両地区とも西側に山が迫り十分な用地が確保できず防災緑地等の設置が難しいことから津波防禦が困難であり避難誘導対策としてサイン、表示版の設置、ハザードマップによるソフト対策で津波から安全な市街地を形成する。 			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にこれまでの土地利用を図り避難対策を充実するためサイン、表示板等の設置を進める。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> 移転区域の範囲・考え方： 移転先及び整備手法： 移転の対象、方法： 移転跡地の土地利用方針： 			
	土地利用規制の方針	なし			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	—			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度~27年度中に事業完了予定 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに道路拡幅を伴う避難路等の整備は行わず指定避難場所へ迅速、安全に避難できるように誘導避難サイン、表示版等を設置する。 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題					
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
高台復興案	<ul style="list-style-type: none"> ○地区機能維持の観点及び住民意向、事業実施フィジビリティの優位性 ・漁港区であり港との関連が不可欠であること、津波による家屋被害が比較的軽微であること、周囲が急峻な山林となっており容易に移転地を確保することが困難なこと等から現位置での復興が最善であり地域の要望にも即している。 				

いわき市 調査総括表(24/36)

(5)地区別構想図

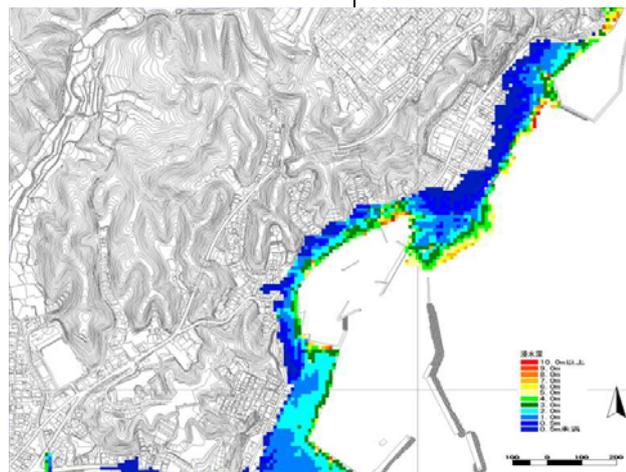


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2m による今次津波高再現



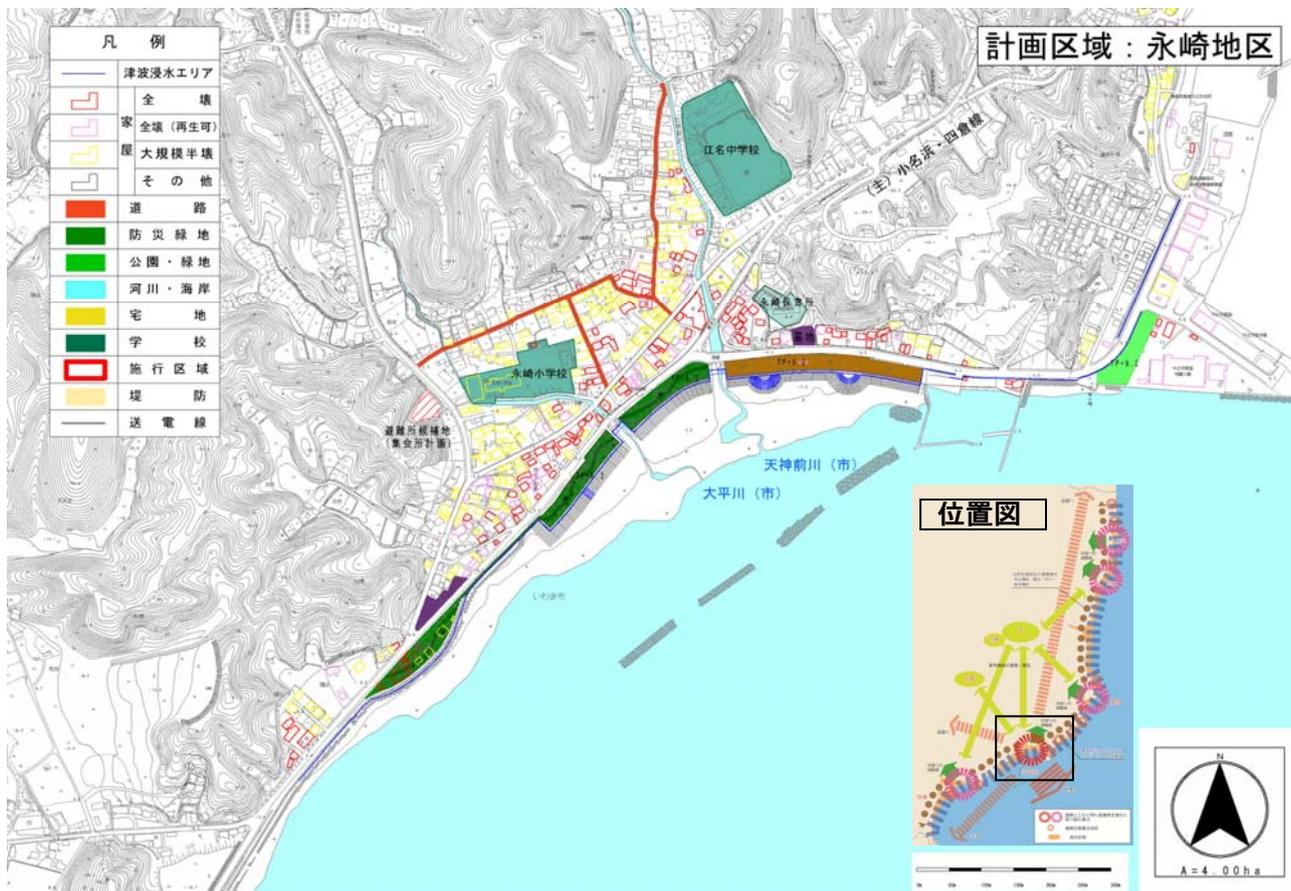
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その26)

いわき市 調査総括表(25/36)

4.(12) 地区別復興方針(12)		永崎地区		
(1) 地区の概況				
面積(ha)	21.8ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域・準工業地域)	役場・支所等
				含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅がほとんどであるが、店舗併用住宅、水産加工施設、民宿等観光関連施設も立地していた。			
被災の状況	・今次津波高:最大津波浸水深 3.0m ・流出棟数:316棟 等			
復興方針策定上留意すべき特徴	・永崎地区の海岸線は駐車場、親水護岸が整備された市内でも有数の海水浴場で、年間約11万人(小名浜サンマリナと合わせた数値)が訪れる地域であるが、震災による海岸線の後退、地区住民の意向なども踏まえ、今後の海岸利用の方向性も含めた復興が必要である。			
(2) 地区の整備方針				
復興のパターン	・B-①			
堤防等の整備方針	○整備の有無(現行嵩上げ) ○堤防高 (T.P.+7.2m) (想定津波:L1と高潮波高のうち高い方を採用) ○整備主体:福島県 ○河川堤防の考え方:高潮の影響範囲まで嵩上げ ○二線堤の考え方:県道海側の駐車場部を防災緑地や駐車場として嵩上げ整備			
市街地の整備方針	基本的方針	・現位置での復興を基本とし、津波対策として、堤防の嵩上げ(TP7.2m)、河口部への閘門設置、堤防背後への防災緑地や駐車場の嵩上げ整備を実施する。		
	現位置整備地区の方針	・現状においては嵩上げ盛土はせず既存の地盤高に合わせた整備を行う。 ・土地利用については被災前の土地利用から変更はしない。		
	移転区域の方針	・移転区域の範囲・考え方:県道より海側に整備する防災緑地に係る一部の地区 ・移転先及び整備手法:周辺地区において検討中 ・移転の対象、方法:防災緑地となる地区 ・移転跡地の土地利用方針:防災緑地		
	土地利用規制の方針	・特に土地利用規制を行う箇所はなし		
	公共公益施設の方針	・基本的に現位置で改修・再建のため移転・新設はなし。		
	その他特記すべき方針	・津波が天神前川と大平川を遡上することで大きな被災を受けた地区であることから、閘門の設置により津波に対する防御を高めることとする。		
	整備スケジュール	・「平成23年度～27年度中に事業完了」		
避難計画の考え方	・地区住民を対象に行ったワークショップでの意見等を踏まえながら、被災時に特に避難路として利用された既存道路の拡幅や避難路を示すサイン設置等を基本として江名中学校や高台の避難場所等へ避難誘導する。			
(3) 実現に向けての課題				
実現に向けての課題	・被災者との移転先についての合意形成 ・閘門設置の関する事業手法の検討			
(4) 比較した代替案				
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由			
・旧県道より海側を防災緑地として整備する案	・8月に行った全被災者を対象としたアンケート調査結果、及び地元復興委員会との話合いの結果、現位置での復興を望む強い要望があり、調整の結果現在の案でほぼ合意した。			

いわき市 調査総括表(26/36)

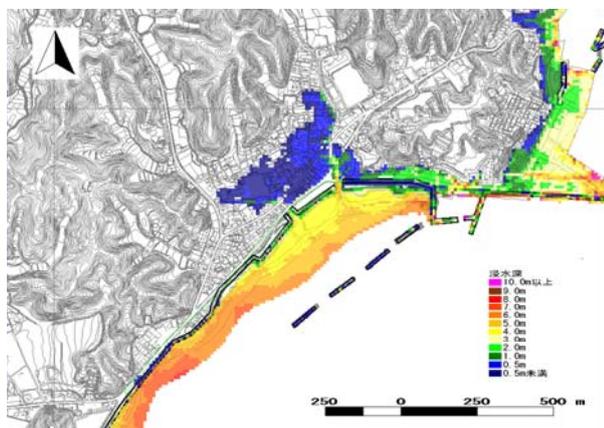
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

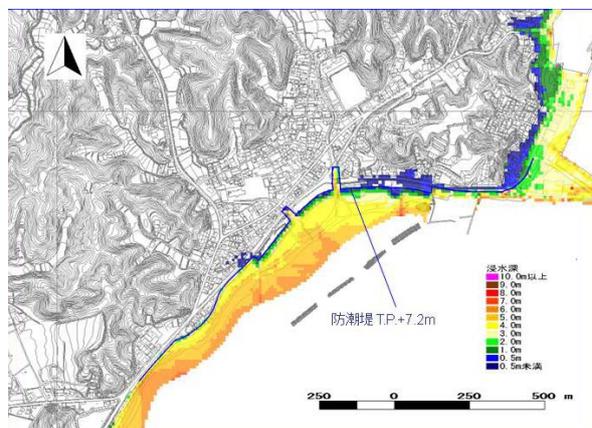
市街地整備がない場合

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地整備後

防災緑地高 T.P. +8.2mによる今次津波高再現



いわき市 調査総括表(27/36)

4. (13) 地区別復興方針(13)		下神白地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	17.0ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> ・神白川河口の両岸に位置する地区で、いわき海星高校が河口部に立地し、主要地方道小名浜四倉線までの約 400mの間に住宅地が立地する地区である。 		
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波高 最大 3~5m ・全壊(流出) 4棟、全壊(撤去) 13棟、条件付再生可 6棟、大規模半壊 26棟 		
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地区には河川が流下していること、海岸部に県道や公共施設が立地しており、津波防災緑地等の施設整備の設置が困難なことを踏まえた市街地復興を図る。 		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-①		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無：現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高：(T.P.+7.2m) (想定津波：高潮波高) ○ 整備主体：福島県 ○ 河川堤防の考え方：高潮の影響範囲まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方：設置なし 		
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき海星高校の北側は住宅地となっているが防災緑地を建設する土地的余裕が取れないことから避難誘導対策として避難地までのサイン、表示版の設置、ハザードマップによるソフト対策で津波から安全な市街地を形成する。 	
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にこれまでの土地利用を継続するが津波防禦対策が海岸・河川堤防に頼らざるを得ないことから、避難対策を充実するためサイン、表示板等の設置を進める。 	
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方： ・移転先及び整備手法： ・移転の対象、方法： ・移転跡地の土地利用方針： 	
	土地利用規制の方針	-	
	公共公益施設の方針	-	
	その他特記すべき方針	-	
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23~平成 27 年度中に事業完了予定。 	
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに道路幅を伴う避難路等の整備は行わず指定避難場所へ迅速、安全に避難できるよう誘導避難サイン、表示版等を設置する。 		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・神白川と合流する梅田川の整備方針について河川管理者と調整中。 		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
高台復興案	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施フィジビリティ及び住民意向 ・全壊流出等の被害は免れたため集団移転等による復興は行わず、現位置において地元からの要望にも即した避難誘導対策に重点を置いた計画とした。 		

いわき市 調査総括表(28/36)

(5)地区別構想図

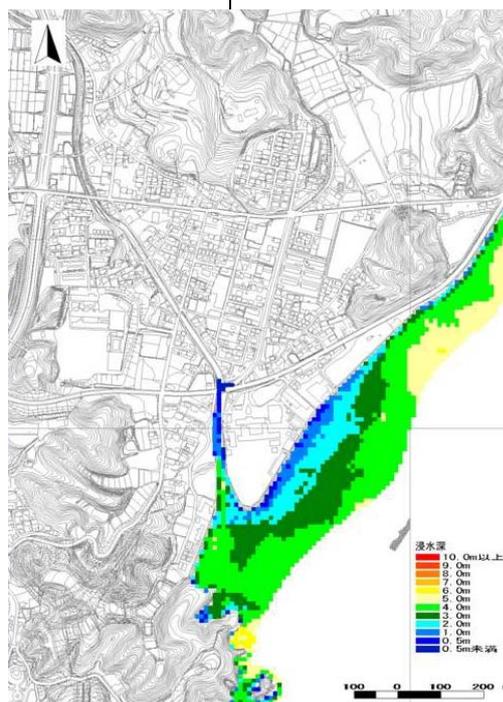


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2m による今次津波高再現

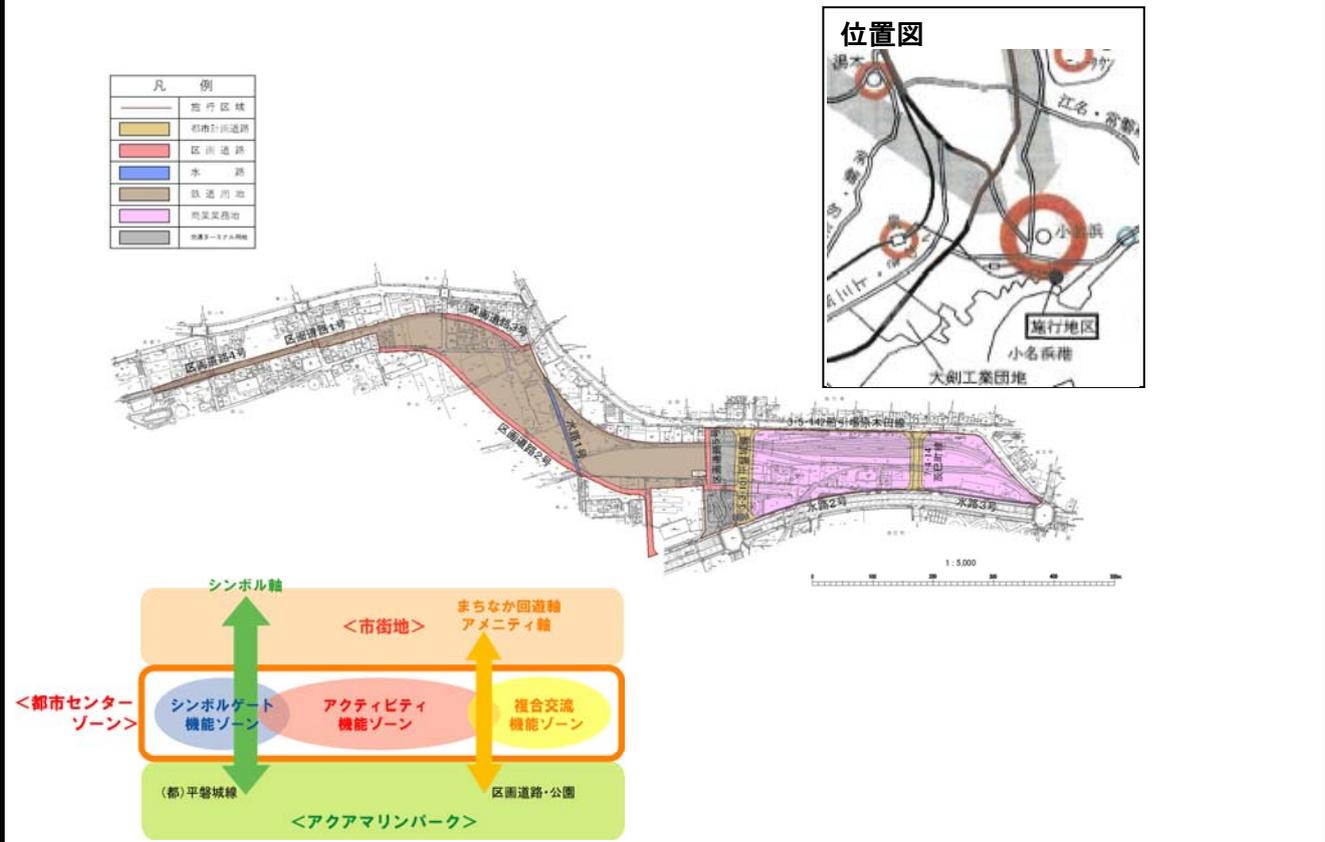


いわき市 調査総括表(29/36)

4. (14) 地区別復興方針(14)		小名浜港背後地地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 11.7ha	都市計画	市街化区域(準工業地域)	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・年間 250 万人が訪れる観光拠点であるアクアマリンパークと小名浜市街地の間に位置し、福島臨海鉄道貨物ターミナルのほか、国・県の出先機関庁舎が立地している。一部に民間の事業所施設等もある。				
被災の状況	・今次津波最大浸水深：2.4m (概ね地区全域が浸水) ・福島臨海鉄道貨物ターミナルが壊滅的な被害。地区に存する港湾関連の出先機関ビルや港湾関連企業など全ての建物が全壊や大規模半壊した。				
復興方針策定上留意すべき特徴	・震災前に策定した「小名浜港背後地開発ビジョン」において、小名浜地区の新たな都市拠点として、貨物ターミナル移転により港と市街地をつなぐ「都市センターゾーン」の創出が計画され、この早期事業化によりいわき市のみならず東日本復興のシンボルとする。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無：現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高：(T.P. +7.2m) (想定津波：高潮波高) ○ 整備主体：福島県・国土交通省 ○ 河川堤防の考え方：基本的に海岸堤防高で橋梁部等まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方：設置なし 				
市街地の整備方針	基本的方針	・貨物ターミナルの移転(換地)により、港と一体となった街を形成すると共に、移転跡地に民間活力を導入した商業、サービス施設の導入、官公庁施設の集約を行い、観光機能、都市機能の高度化による賑わい創出を図る。併せて、アクアマリンふくしま等を訪れる観光客の津波災害時の避難ルートを当該事業により整備する。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：市センターゾーン内嵩上げ盛土または人工地盤整備を検討(今次津波最大浸水深以上の高さ) 土地利用の変更：貨物ターミナルを西側に移転、跡地を商業・観光系等の用途、官公庁施設用地等に再編。 整備手法：土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業			
	移転区域の方針	-			
	土地利用規制の方針	・都市センターゾーンが賑わい創出の拠点となるよう、用途地域変更、地区計画等の適用を検討。			
	公共公益施設の方針	・都市センターゾーン内に官公庁施設を移転集約、及び交通ターミナル施設を整備。都市計画道路平磐城線の延伸整備。			
	その他特記すべき方針	・港と市街地を結ぶ都市拠点形成、地域の産業復興にふさわしい機能導入、景観形成のほか、周辺観光施設、漁港区、市街地等との機能連携を図る。			
	整備スケジュール	・平成 23 年度中に土地区画整理事業認可取得。平成 24～25 年度開発事業計画策定、平成 27 年度使用収益開始。			
避難計画の考え方	・都市センターゾーンを一次避難地とし、アクアマリンパーク側から避難動線を確保。避難ビル機能を兼ねるように整備。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	・臨海鉄道貨物ターミナルの円滑な移転。開発事業者、地域組織等の事業推進に向けた連携体制構築。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
	・土地区画整理事業が平成 21 年度都市計画決定済み。策定済みの小名浜港背後地開発ビジョンの推進が妥当。				

いわき市 調査総括表(30/36)

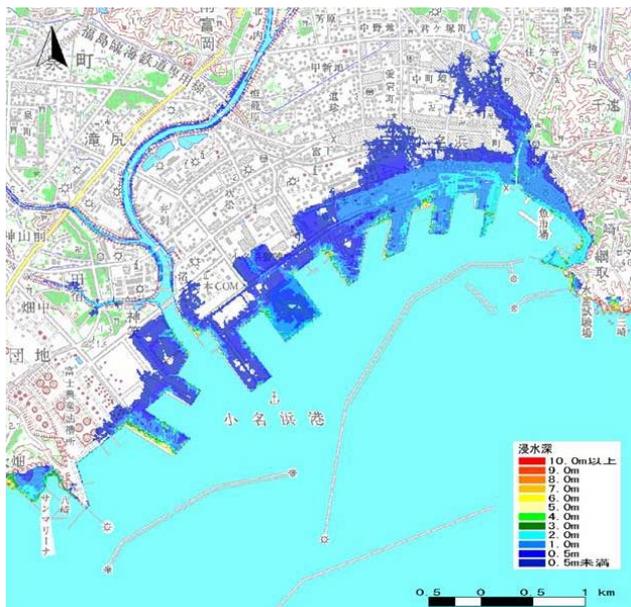
(5)地区別構想図



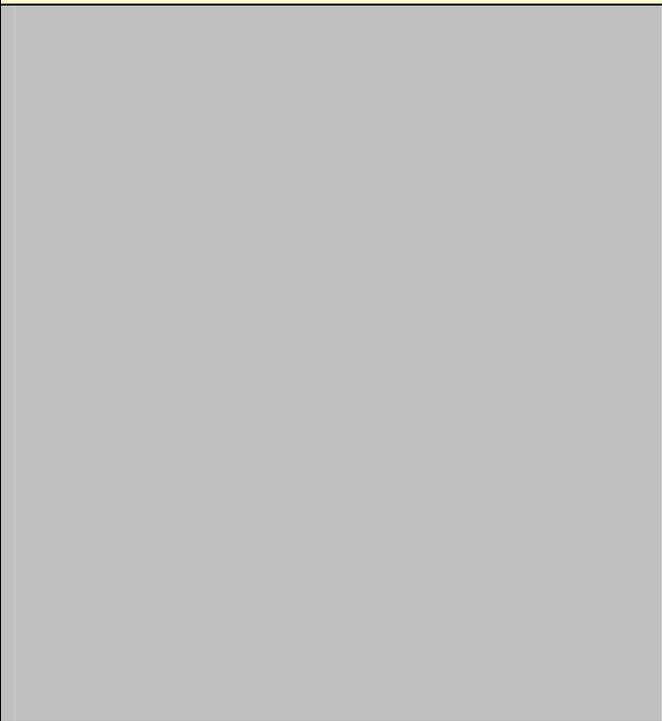
(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

堤防高 T. P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地整備後



いわき市 調査総括表(31/36)

4. (15) 地区別復興方針(15)		小浜地区		
(1) 地区の概況				
面積(ha)	8 ha	都市計画	市街化区域(第1種住居地域)、市街化調整区域	役場・支所等 含まない
土地利用(被災前)概況	・大半が住宅であり、住宅地内に畑地が点在していた。漁港部とその周囲には、小浜漁業協同組合施設や水産関連工業施設、店舗併用住宅が立地していた。			
被災の状況	・今次津波高:最大津波浸水深 3m~5m ・流出棟数等: 全壊流出 14 棟、全壊(撤去) 14 棟、全壊(条件付き再生可)3 棟、大規模半壊 12 棟			
復興方針策定上留意すべき特徴	・小浜漁港があり、水産関連の事業に従事していた居住者がいることから、事業者等の意向に配慮し、漁港機能の再構築のあり方に関する検討が必要である。			
(2) 地区の整備方針				
復興のパターン	・ B-②			
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: 基本的に海岸堤防高で橋梁部等まで嵩上げ ○ 二線堤の考え方: 設置なし 			
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地等については、防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置で復興することを基本とする。 ・漁港部に隣接する南側エリアについては、水産業や関連事業所など、地場産業の復興を目指す。 		
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は嵩上げ盛土により被災安全性向上を図る。 ・土地利用については海側ゾーンに公園、非可住区域を配置する。 ・整備手法として、土地区画整理事業を活用する。 		
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・移転区域の範囲・考え方: 再被害の危険性が高い海側エリア ・移転先及び整備手法: 地区内等、土地区画整理事業 ・移転の対象、方法: 海側エリアの住宅等、土地区画整理事業 ・移転跡地の土地利用方針: 公園、非可住区域 		
	土地利用規制の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・海側ゾーンに非可住区域を配置 		
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・海側ゾーンに公園を整備する。 		
	その他特記すべき方針	—		
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度~28 年度中に事業完了予定。 		
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・県道泉・岩間・植田線の拡幅や、拡幅する区画道路を避難路として活用し高台方面に避難誘導する。 			
(3) 実現に向けての課題				
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者との土地区画整理事業実施についての合意形成 ・土地区画整理事業による市単独費が高額になることからその圧縮のための対策 			
(4) 比較した代替案				
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・高台への移転案 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意向との整合性 ・地元復興協議会との調整、意向調査結果等を踏まえ現在案とした。 			

いわき市 調査総括表(32/36)

(5)地区別構想図

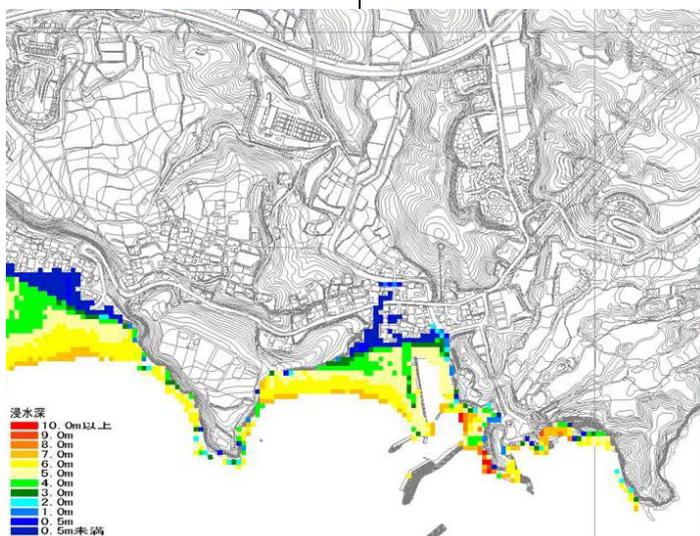


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



市街地の嵩上げは反映していない。

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その 26)

いわき市 調査総括表(33/36)

4. (16) 地区別復興方針(16) 岩間地区					
(1) 地区の概況					
面積(ha)	34ha	都市計画	市街化区域(準工業地域・第1種住居地域)	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> 地区中央部に田地が広がり、住宅の他、社宅、グラウンドなど火力発電所の関連施設、商業業務施設、工業系施設が多く立地していた。 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高:最大津波浸水深 3m~5m 流出棟数等: 全壊流出 56 棟、全壊(撤去) 12 棟、全壊(条件付き再生可)12 棟、大規模半壊 62 棟 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> 海と丘陵に挟まれた細長い地区であることなどの制約条件を踏まえ、住宅と産業系の棲み分けに配慮した復興の方向を検討することが必要である。 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	<ul style="list-style-type: none"> B-④ 				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ ○ 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) ○ 整備主体: 福島県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: 設置なし 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら安全で快適な市街地の再生を目指す。 周辺の住環境に配慮しながら、利便性を踏まえた位置に産業・業務機能の誘導を図る。 			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側住宅地は嵩上げ盛土により被災安全性向上を図る。 土地利用については、非可住区域を配置する。 整備手法として、土地区画整理事業を活用する。 			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> 移転区域の範囲・考え方: 事業所や農地として主に利用されていた津波浸水エリア 移転先及び整備手法: 周辺高台部、土地区画整理事業 移転の対象、方法: 住宅等、土地区画整理事業 移転跡地の土地利用方針: 非可住区域 等 			
	土地利用規制の方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や農地として主に利用されていた津波浸水エリアを非可住区域として設定 			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側住宅地、高台移転地に公園を整備する。 			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> 地区再建の観点から、火力発電所等関連事業所とも連携し、新たな環境・エネルギー関連機能の導入を中長期的視点から検討予定。 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度~28 年度中に事業完了予定。 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新設する区画道路を避難路として活用し高台部に避難誘導する。 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> 被災者との土地区画整理事業実施、移転先についての合意形成 土地区画整理事業による市単独費が高額になることからその圧縮のための対策 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
<ul style="list-style-type: none"> 現位置復興案 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意向との整合性 ・地元復興協議会との調整、意向調査結果等を踏まえ現在案とした。 				

いわき市 調査総括表(34/36)

(5)地区別構想図

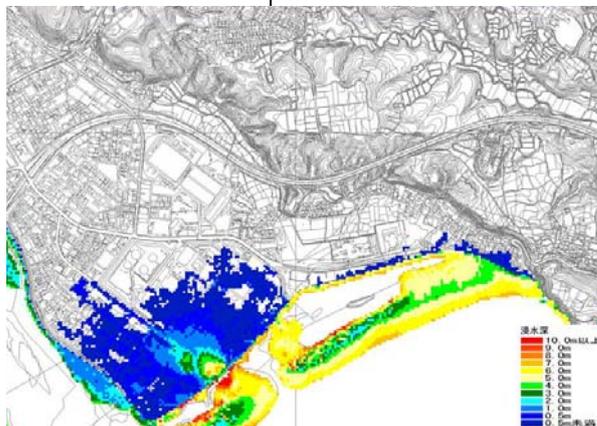


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T.P. +7.2mによる今次津波高再現



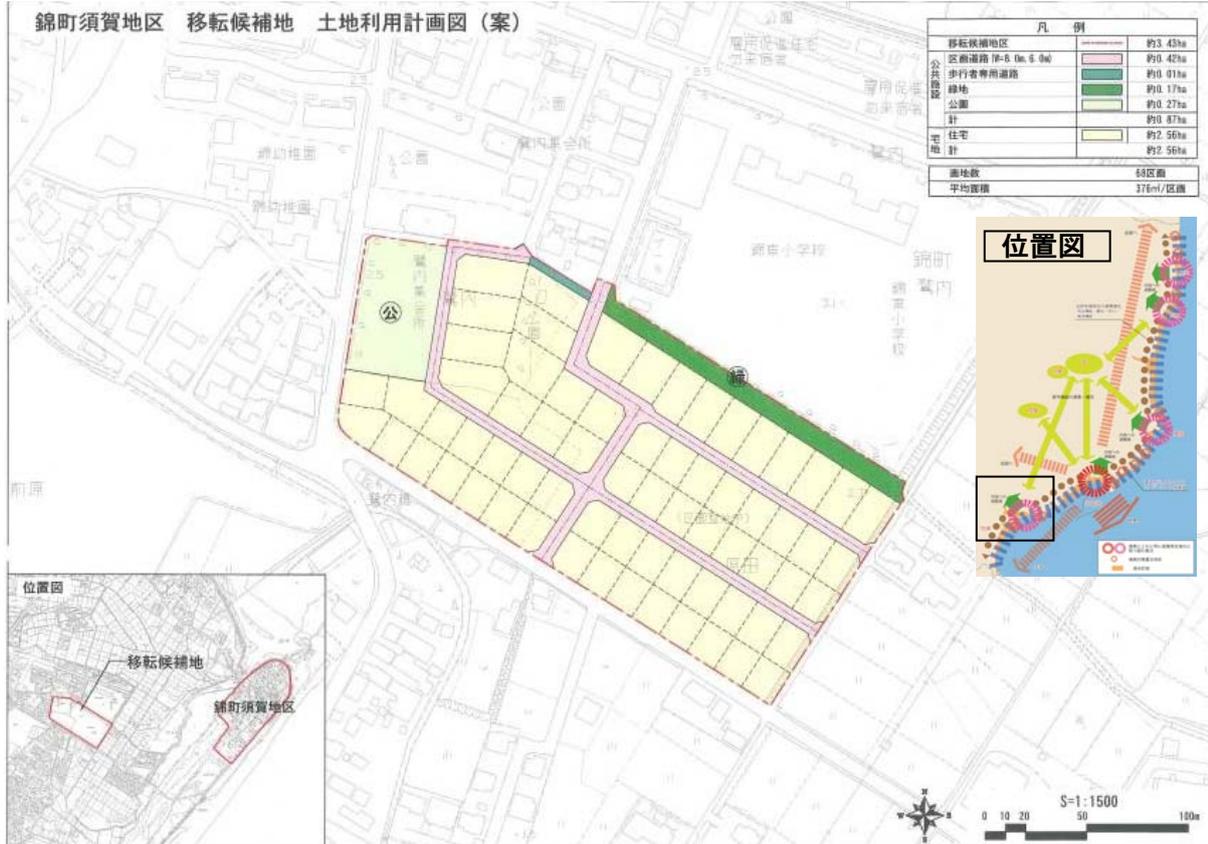
市街地の嵩上げは反映していない。

いわき市 調査総括表(35/36)

4. (17) 地区別復興方針(17)		錦町須賀地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	8 ha	都市計画	市街化調整区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・ 鮫川の河口部であり、住宅地と畑地が点在していた。				
被災の状況	・ 今次津波高:最大津波浸水深 3m~5m ・ 流出棟数等: 全壊流出 34 棟、全壊(撤去) 26 棟、全壊(条件付き再生可)7 棟、大規模半壊 24 棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	・ 周囲を海岸、河川に囲まれた災害危険性の高い地区であることに配慮した土地利用検討が必要である。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	・ B-③				
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無: 現行堤防を嵩上げ <input type="radio"/> 堤防高: (T.P.+7.2m) (想定津波: 高潮波高) <input type="radio"/> 整備主体: 福島県 <input type="radio"/> 河川堤防の考え方: 該当なし <input type="radio"/> 二線堤の考え方: 設置なし				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河口部であり再被害の危険性が高いことから、住宅は近隣の安全な場所へ移転し、復興することを基本とする。 ・ 住宅の移転跡地については、自然的土地利用を誘導する。 			
	現位置整備地区の方針	・ 災害危険区域、非居住区域として設定。			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転区域の範囲・考え方: 地区全域(現位置再建世帯を除く) ・ 移転先及び整備手法: 防災集団移転促進事業 ・ 移転の対象、方法: 住宅等、防災集団移転促進事業 ・ 移転跡地の土地利用方針: 緑地 等 			
	土地利用規制の方針	・ 移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	—			
	整備スケジュール	・ 平成 25 年度中に事業完了予定。			
避難計画の考え方	・ 避難地に速やかに避難できるよう、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を実施する。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	・ 被災者との防災集団移転促進事業の実施、移転先についての合意形成				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
・ 現位置復興			<input type="radio"/> 津波浸水予測シミュレーションによる浸水深に対する安全性 <input type="radio"/> 津波シミュレーションの結果浸水深が相当程度生活圈や地理的条件を考慮するとともに地区の意向を反映した。		

いわき市 調査総括表(36/36)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

堤防高 T. P. +7.2mによる今次津波高再現

